

法律時報増刊『「憲法改正論」を論ずる』

資料編にデータ処理上の誤りがあり、以下につき間違いがありました。お詫びして訂正いたします。

株式会社 日本評論社

頁	該当条項	正
<b>1 日本国憲法の改正手続に関する法律</b>		
138-139頁		「禁錮」「禁錮」の表記
141頁 第三十四條2	内閣総理大臣は、	「禁錮」に改める。
142頁 第三十六條八	方法に関する周知と	内閣総理大臣は、
142頁 第三十八條	行嫁手続法	方法に関する周知に
144頁 第二條の九	第五十七條之三	行政手続法
		第五十七條之三
<b>5 自民党 新憲法草案</b>		
176頁 第六條4	内閣が劃創到。	内閣が責任を負う。
176頁 第九條	國際紛争を解決する段としては、	國際紛争を解決する手段としては、
177頁 第十五條	(公務員の選定及び	(公務員の選定及び
177頁 第十七條	(国等に對する賠償請求權)	(国等に対する賠償請求權)
177頁 第二十一條2	(国上の行為に関する説明の責務)	(国政上の行為に関する説明の責務)
178頁 第三十一條	自由を諷、	自由を奪われ、
178頁 第三十三條	(逮捕に関する手続の保一)	(逮捕に関する手続の保障)
178頁 第三十五條	かつ、搜索する場所	かつ、搜索する場所
178頁 第三十五條	侵擾索	侵入、搜索
178頁 第三十五條2	前項本文の規定	前項本文の規定
178頁 第三十七條	第三十七條	(刑事被告人の權利) 第三十七條
179頁 第四十條	(刑権償を求める權利)	(刑事補償を求める權利)
179頁 第五十四條2	国会劉を	国会の特別会を
179頁 第五十五條	(資格訴訟の裁判)	(資格争訟の裁判)
180頁 第六十一條	條第二項の規定を	前條第二項の規定を
180頁 第六十六條	(内閣の組織及び	(内閣の組織及び
180頁 第六十六條2	文民でなければならんを負う。	文民でなければならない。 3. 内閣は、行政權の行使について、国会に對して責任を負う。
181頁 第七十二條2	国会に報告する。	国会に報告する。
181頁 第七十八條	行機關は、	行政機關は、
181頁 第七十九條2	法律の定めるところにより、	法律の定めるところにより、
181頁 第八十二條	條裁判の對審及び	裁判の對審及び
182頁 第九十三條2	その他の公僕員	その他の公務員
193頁 第九十六條2	この憲法と對ものとして	この憲法と一體であるものとして
<b>12 日本維新の會 參議院選公約(抄)</b>		
193頁 左段:下から4行目	衆言義職員定数の三割削減旗現する。	衆議院議員定数の三割削減を実現する。
<b>6 産経新聞「国民の憲法」要綱</b>		
240頁 左段:上から18行目	進し、活力ある公正な社會を実現する。國家の目標と	進し、活力ある公正な社會を実現する。國家の目標と
240頁 左段:上から22行目	恒久平和を希求しつつ	恒久平和を希求しつつ
241頁 第一三條	かつ國民の聲明、	かつ國民の生命、
241頁 第一四條	(国旗および國家) 日本國に国旗は日章旗、國家は君が代である。	(国旗および国歌) 日本國の国旗は日章旗、国歌は君が代である。
241頁 第一四條2	國民は、国旗および國家を	國民は、国旗および国歌を
241頁 第二三條	(家族の尊嚴および	(家族の尊重および
242頁 第四九條	何人も、公務員の不法行為によって損害を受けたときは、法律の定めるところにより、國または自治體に對して、賠償を求むることができる。	何人も、裁判所において裁判を受ける權利を有する。
243頁 第六九條	その議事は、會議録に記載しなければならない。會議録に記載しなければならない。ただし、	その議事は、會議録に記載しなければならない。ただし、
244頁 第七一條2	參議院で可決し、參議院	衆議院で可決し、參議院
245頁 第九〇條	二審制とし、最高裁判所を	二審制とし、最高裁判所を
246頁 第一〇七條	踏まえ、國と協力	踏まえ、國の統一性の保持に努め、國と協力
246頁 第一一一條	(憲法の最高法規制)	(憲法の最高法規性)
<b>14 日本國憲法(新憲法第三次案)</b>		
265頁 第一條②	國民統合の象徴である。	國民統合の象徴である。
265頁 第二條①	皇統に屬する者が、	皇統に屬する者が、
266頁 第七條	日本國の傳統、	日本國の傳統、
268頁 第四十六條	次に掲げる事由により、	次に掲げる事由により、
271頁 第八十六條②	次に掲げる事由により、	次に掲げる事由により、
272頁 第一百條	予算が成立するまでの間、	予算が成立するまでの間、
272頁 第一百六條②	地方公土八團體は、	地方公共團體は、
273頁 第一百五條⑤	宣言が布告されている間は、	宣言が布告されている間は、
273頁 第二十三條	施行までの間に、	施行までの間に、
<b>新聞社説(琉球新報社説):憲法記念日 沖縄にも3原則適用を 要件緩和先行は姑息だ</b>		
275頁 左段:下から7行目	自民党はます	自民党はます